

石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程（平成十七年厚生労働省告示第百三十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
<p>石綿障害予防規則第二十七条第一項の規定による特別の教育は、 学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同 表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うも のとする。</p>					
科目	範囲	時間	科目	範囲	時間
石綿の有害性 （略）	（略）	（略）	石綿等の有害性 （略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）